

横浜市立大学学生自治会中央委員会

2025 年度 1 月臨時学生総会

【付属資料】

2026 年 1 月 23 日 (金) 18:00 開会

横浜市立大学金沢八景キャンパス 本校舎 107・108 教室
オンライン配信による出席併用
事前投票による出席併用

横浜市立大学学生自治会中央委員会
2025 年度 1 月臨時学生総会

【付属資料一覧】

付属資料1 横浜市立大学学生自治会中央委員会規約

(令和6年11月25日施行)

付属資料2 横浜市立大学学生自治会中央委員会会則 全文

(令和8年1月24日施行予定)

【問い合わせ先】

横浜市立大学学生自治会中央委員会執行部 事務一般室長 前畠郁斗

〒236-0027 横浜市金沢区瀬戸 22-2

横浜市立大学金沢八景キャンパスサークルA棟303号室

メールアドレス：ycu.centralcommittee@gmail.com

付属資料 1

横浜市立大学学生自治会中央委員会規約 全文

(令和 6 年 11 月 25 日施行)

第一章 総則

第一条 名称

本会は、横浜市立大学学生自治会中央委員会（以下本会）と称する。

第二条 会員

本会は、横浜市立大学国際教養学部、国際商学部、理学部、データサイエンス学部、国際総合科学部の全学生をもって組織される。

第三条 本部

本会本部は、横浜市立大学金沢八景キャンパスサークル A 棟 101 号室に設置する。

第二章 目的及び事業

第四条 目的

本会は、横浜市立横浜商業専門学校以来の自由、平和、進取、自治の伝統を守り、会員の権利と利益を擁護し、学生の総意を反映実現させ、会員の学生生活の向上を図ることを目的とする。

第五条 事業

本会は、第四条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会員の文化的な活動の向上及び福利厚生に関する事項
2. 会員相互の親睦に関する事項
3. 部活動に関する事項
4. 会内外の各種団体との連絡調整に関する事項
5. 大学情報の活用及び大学当局との連絡調整に関する事項
6. 所有する資産または受託した施設の管理及び運営に関する事項
7. その他、本会の目的達成に必要な事業

第六条 専門部

本会は、第四条の目的を達成するために次の専門部を設置する。

1. 運動部連合会
2. 文化部連合会
3. 浜大祭実行委員会

第三章 執行部

第七条 執行部

本会は、第四条の目的を達成するために執行部を設置する。

第八条 組織

執行部は、横浜市立大学国際教養学部、国際商学部、理学部、データサイエンス学部、国際総合科学部の学生をもって組織される。

第九条 選出

執行部員は、原則として第六条の専門部より出向した者と一般委員によって構成され、それぞれの定員は次の通りとする。

運動部連合会 原則 2 名

文化部連合会 原則 2 名

浜大祭実行委員会 原則 2 名

一般委員 若干名

二 専門部からの出向者の選出は、各専門部の規定による。

三 一般委員は各会員の立候補に基づき、委員長の承認、若しくは第二十三条に定める執行部会において、出席者の 3 分の 2 以上の承認をもって選出される。

四 執行部員は、会員であることが求められる。

第十条 権利

執行部員は、第二十三条に定める執行部会において、一人一票の議決権を持つ。

第十二条 執行部員の任期

執行部員の任期は 1 年とする。

二 執行部員本人からの申し出があり、第二十三条に定める執行部会において、出席者の 3 分の 2 以上の承認がある場合には、執行部員の任期延長を認める。

第十三条 執行部員の罷免

執行部員の罷免は、第二十三条に定める執行部会において、出席者の 3 分の 2 以上の承認をもって成立する。

二 執行部員は、本会会員の資格を失ったとき、執行部会の議決によらず失職する。

第十四条 執行部員の辞任

執行部員の辞任は、執行部への申し出をもって成立する。

第十五条 役員の種類

本会に、次の役員職を置く。

委員長 1 名

副委員長 1 名又は 2 名

会計 2 名又は 3 名

会計監査 1名

- 二 役員職の兼任は認めない。
- 三 役員の任期は就任より 1 年とする。
- 四 前項は、役員の再選を妨げるものではない。
- 五 新しく任命された役員の任期は、前任者の残任期が 31 日以上ある場合、原則として前任者の残任期を引き継ぐ。
- 六 会計監査職は、専門部に属さない者から選出しなければならない。
- 七 前項に適合する執行部員がいないとき、専門部の会計が会計監査職を任ずる。

第十五条 選出の方法

役員は、現に執行部員を務める会員の中から選出し、第二十三条に定める執行部会において、出席者の 3 分の 2 以上の承認を得たのち、学生総会での承認をもって任命される。

- 二 会計は、専門部の会計との兼任を認めない。
- 三 会計は、同一の専門部に属する者を複数選出してはならない。
- 四 役員に欠員が生じたとき、第二十三条に定める執行部会において直ちに後任の役員を選出し、学生総会へ任命の諮問をしなければならない。

第十六条 役員の役割

役員は次の役割を持ち、その職務を遂行しなければならない。

- 1. 委員長 本会を代表し、会務を統括する。
- 2. 副委員長 委員長を補佐し、委員長が職務を遂行することが不可能なとき、その職務を代行する。
- 3. 会計 本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

第十七条 役員の罷免

役員の罷免は、第二十三条に定める執行部会において、出席者の 3 分の 2 以上の承認若しくは各専門部の委員長の 3 分の 2 以上の承認をもって成立する。

- 二 役員は、執行部員の職を失ったとき、執行部会の議決によらず失職する。

第十八条 役員の辞任

役員の辞任は、執行部への申し出後第二十三条に定める執行部会において、出席者の 3 分の 2 以上の承認をもって成立する。

第十九条 執行部事務局

執行部に、事務局として次の室を置く。

- 1. 事務一般室
- 2. 自治関連室
- 3. 情報技術室
- 4. 自治広報室

二 執行部は、必要に応じて委員長の判断に基づき室を臨時に設置することができる。

第二十条 事務局構成員

役員でない執行部員及び会計監査の職を任せられた執行部員は、事務局のいずれかに属さなければならぬ。

第二十一条 部局の役割

執行部事務局の室は次の役割を持ち、活動する。

1. 事務一般室 本会の各種会議の議事録作成・公文書等の管理・事務業務を行う。
2. 自治関連室 本会専門部や会員との連携を図り、事業の推進を行う。
3. 情報技術室 本会が保有する電子機器機材の整備・運用・管理を行う。
4. 自治広報室 本会のSNS全般の運用、発信などを行う。

第二十二条 事業部

執行部は、必要に応じて事務局に事業部を設置することができる。

二 事業部は、本会の事業を推進することを目的とした活動を行う。

第四章 会議

第二十三条 会議

本会の会議として、学生総会と執行部会を設置する。

第五章 学生総会

第二十四条 学生総会

学生総会は本会の最高議決機関であり、定時学生総会及び臨時学生総会とし、全会員をもって構成する。

第二十五条 学生総会の召集

定時学生総会は、原則年1回開催する。臨時学生総会は、会員の3分の1以上の請求があったとき、または執行部会にて学生総会開催の議決があったときに招集する。

二 学生総会を開催する際は、1週間前までに全会員に対して周知を行わなければならぬ。

第二十六条 学生総会の成立要件

学生総会は会員の10分の1の出席をもって成立する。

二 出席者の確認は、原則当日会場にいる者及びそれに準ずる方法により総会に参加していると見なすことができる者と、事前投票者に限定する。ただし、事前に会員から欠席の連絡がない場合、議決権を議長に一任し出席したものと見なす。

第二十七条 学生総会の議長

学生総会の議長は、委員長が務める。

第二十八条 学生総会の議決

学生総会における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

二 会員は議決権を議長に一任することができる。

第二十九条 学生総会の議決事項

総会は原則として次の事項を議決する。

1. 役員人事の承認
2. 事業報告案の承認
3. 予算案の承認
4. 資産管理報告の承認
5. 事業計画案の承認
6. 決算報告の承認
7. 規約の改廃
8. その他本会の重要事項に関すること

二 前項の議事録は会員に公開しなければならない。

第六章 執行部会

第三十条 執行部会

執行部会は、第九条の執行部員をもって構成する。

第三十一条 執行部会の招集

執行部会は、委員長が召集する。

二 執行部会は原則月1回開催しなければならない。

第三十二条 執行部会の成立要件

執行部会は執行部員の過半数の出席をもって成立する。

第三十三条 執行部会の議長

執行部会の議長は、委員長が務める。

第三十四条 執行部会の議決

執行部会における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第三十五条 執行部会の議決事項

執行部会は原則として次の事項を議決する。

1. 役員人事案の作成
2. 事業報告案の作成
3. 予算案の作成

4. 資産管理報告
 5. 事業計画案の作成
 6. 決算報告案の作成
 7. 規約の改廃の発議
 8. その他本会の重要事項に関すること
- 二 執行部会は、学生総会が開かれない場合または緊急を要する場合に、第二十九条の議決事項を決議執行することができる。
- 三 前項の議事録は会員に公開しなければならない。

第七章 会計

第三十六条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第三十七条 収入

本会は、次の収入をもって運営する。

1. 自治会費
2. 寄付金
3. 補助金
4. その他

第三十八条 入会金及び自治会費

会員は、入会金3,000円および年会費3,000円を自治会費として納入しなければならない。

- 二 会員は、入学手続きと同時に自治会費として、入会金と4年分の年会費を納入しなければならない。
- 三 自治会費は、理由の如何に関わらず払い戻さない。

第三十九条 支出

本会の支出は、学生総会で議決された予算案に基づき執行される。

- 二 会計は、毎年度学生総会に予算案を提出しなければならない。
- 三 会計は、学生総会開催前に大学に予算案を提出しなければならない。

第四十条 決算

会計は、決算を総会に報告しなければならない。

- 二 会計は、決算を大学に報告しなければならない。
- 三 会計は、決算報告のため必ず会計年度期間における全ての領収書および出入金記録を保存・管理しなければならない。
- 四 領収書の保存期間は7年間とする。

第四十一条 会計規則

会計の具体的な業務に関しては別途規則を設けることとする。

第八章 会計監査

第四十二条 会計監査

会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、学生総会にて報告しなければならない。

第九章 改正

第四十三条 規約の改廃

本規約の改廃は、学生総会出席者の 3 分の 2 以上の承認を必要とする。

第四十四条 規約の改廃の発議

本規約の改正案または廃止は、執行部会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成で発議される。

附則

(細則)

一 執行部会は、本規約を施行するにあたって、必要がある場合には細則を定めることができる。執行部会は、細則を制定した場合には次の学生総会で報告し、承認をしなければならない。

(施行期日)

二 本規約は、令和 6 年 11 月 25 日から施行する。

(規約の廃止)

三 この規約の施行に伴い、昭和 27 年 4 月 1 日施行の横浜市立大学学生自治会中央委員会規約は廃止する。

四 この規約の施行に伴い、平成 4 年 1 月 24 日施行の横浜市立大学学生自治会中央委員会規約は廃止する。

五 この規約の施行に伴い、平成 22 年 1 月 27 日施行の横浜市立大学学生自治会中央委員会規約は廃止する。

六 この規約の施行に伴い、平成 27 年 4 月 1 日施行の横浜市立大学学生自治会中央委員会規約は廃止する。

七 この規約の施行に伴い、平成 30 年 4 月 1 日施行の横浜市立大学学生自治会中央委員会規約は廃止する。

八 この規約の施行に伴い、平成 31 年 4 月 1 日施行の横浜市立大学学生自治会中央委員会規約は廃止する。

九 この規約の施行に伴い、令和 5 年 4 月 1 日施行の横浜市立大学学生自治会中央委員会規約は廃止する。

十 この規約の施行に伴い、令和 5 年 12 月 2 日施行の横浜市立大学学生自治会中央委員会規約は廃止する。

付属資料 2

横浜市立大学学生自治会中央委員会会則 全文

(令和 8 年 1 月 24 日施行予定)

第 1 章 総則

第 1 条 名称

本会は、横浜市立大学学生自治会中央委員会と称する。

第 2 条 会員

本会は、横浜市立大学国際教養学部、国際商学部、理学部、データサイエンス学部及び国際総合科学部の全学生をもって組織される。

第 3 条 本部

本会は、本部を横浜市立大学金沢八景キャンパスサークル棟 A 303 号室に設置する。

第 2 章 目的及び事業

第 4 条 目的

本会は、横浜市立横浜商業専門学校以来の自由、平和、進取及び自治の伝統を守り、会員の権利と利益を擁護し、会員の総意を反映・実現させ、会員の学生生活の質の向上を図ることを目的とする。

第 5 条 事業

本会は、前条に定める目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の文化的生活の質の向上及び福利厚生に関するこ
- (2) 会員相互の親睦に関するこ
- (3) 本会に所属する横浜市立大学公認団体に関するこ
- (4) 会内外の各種団体との連絡調整に関するこ
- (5) 大学情報の活用及び大学当局との連絡調整に関するこ
- (6) 所有する資産または受託した施設の管理及び運営に関するこ
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業

第 6 条 専門部

本会は、第 4 条に定める目的を達成するために、次の各号に掲げる専門部を設置する。

- (1) 運動部連合会

- (2) 文化部連合会
- (3) 浜大祭実行委員会

第3章 役員

第7条 役員の種類

本会に、次の役員職を置く。

委員長 1名

副委員長 1名又は2名

会計 2名又は3名

会計監査 1名

2 本会役員職及び専門部役員職、並びに本会専門部所属団体の役員職（部長、副部長、会計その他団体の意思決定又は財務管理に対する決定権を持つ役員職をいう。）との兼任は、原則として認めない。

3 会計監査職は、専門部に属さない者から選出されなければならない。

第8条 役員の任期

役員の任期は、任命より1年とする。

2 任期の延長は、これを認めない。

3 前項の規定は、役員の再選を妨げるものではない。

4 新たに任命された役員は、前任者の残任期が31日以上ある場合、原則として前任者の残任期を引き継ぐものとする。

第9条 選出の方法

役員は、現に執行部員を務める会員の中から選出し、第26条に定める執行部会において、出席者の3分の2以上の承認を得た後、学生総会において、議決権行使者の3分の2以上の承認をもって任命される。

2 会計は、同一の専門部に属する者を複数選出してはならない。

3 役員に欠員が生じた場合、第26条に定める執行部会において直ちに後任の役員を選出し、学生総会へ任命の承認を求めなければならない。

第10条 役員の役割

役員は次の各号に掲げる役割を持ち、その職務を遂行しなければならない。

(1) 委員長 本会を代表し、会務を統括する。

(2) 副委員長 委員長を補佐し、委員長が職務を遂行することが不可能な場合、そ

の職務を代行する。

- (3) 会計 本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (4) 会計監査 本会の会計業務及び財産状況が、会則及び学生総会の議決に基づき適正に処理・管理されているかを監査する。

2 役員は、本会及び本会会員のために努め、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

第 11 条 役員の要件

役員は、次に定める事項を全て満たした者でなければならない。

- (1) 現に横浜市立大学に学籍を置く者
- (2) 休学中でない者
- (3) 過去に役員及び第 16 条に定める執行部員の職を罷免されたことのない者
- (4) 本会の業務に真摯に取り組む者
- (5) 任期を全うする意志がある者
- (6) 学業及び自治会活動等に精進し、誠実かつ仁徳を備える者

第 12 条 役員の罷免

役員の罷免は、次の各号に掲げるいずれかの方法により成立する。

- (1) 第 26 条に定める執行部会における出席者の 3 分の 2 以上の承認
- (2) 全ての専門部の長による、全会一致の承認
- (3) 第 25 条に定める学生総会における議決権行使者の 3 分の 2 以上の承認

2 役員の罷免は、執行部員としての籍を失うものではない。

3 役員は、執行部員としての籍を失った場合、執行部会の議決によらず失職する。

第 13 条 役員の辞任

役員の辞任は、当人を除く役員への申出の後、第 26 条に定める執行部会において、出席者の 3 分の 2 以上の承認をもって成立する。

第 4 章 執行部

第 14 条 執行部

本会は、第 4 条に定める目的を達成するために、執行部を設置する。

第 15 条 組織

執行部は、横浜市立大学国際教養学部・国際Commerce学部・理学部・データサイエンス学部・

国際総合科学部の学生をもって組織される。

第 16 条 選出

執行部員は、原則として専門部から出向した者と一般部員によって構成され、それぞれの定員は次のとおりとする。

運動部連合会 原則 2 名

文化部連合会 原則 2 名

浜大祭実行委員会 原則 2 名

一般部員 若干名

2 専門部からの出向者の選出は、各専門部の規定による。

3 一般部員は、各会員の立候補に基づき、委員長の承認又は第 26 条に定める執行部会において、出席者の過半数の承認をもって選出される。

4 執行部員は、本会会員でなければならない。

第 17 条 権利

執行部員は、第 26 条に定める執行部会において、一人一票の議決権を有する。

第 18 条 任期

執行部員の任期は 1 年とする。

2 委員長に対して執行部員本人からの申出があり、第 26 条に定める執行部会において、出席者の過半数の承認がある場合には、執行部員の任期延長を認める。

第 19 条 執行部員の罷免・失職

執行部員の罷免は、第 26 条に定める執行部会において、出席者の 3 分の 2 以上の承認をもって成立する。

2 執行部員は、本会会員の資格を失ったとき、執行部会の議決によらず失職する。

第 20 条 執行部員の辞任

執行部員の辞任は、委員長への申出をもって成立する。

第 21 条 執行部事務局

執行部に、事務局として次の各号に掲げる室を置く。

(1) 事務一般室

(2) 自治関連室

(3) 情報技術室

(4) 自治広報室

2 執行部は、委員長の判断に基づき、室を臨時に設置することができる。

第 22 条 事務局構成員

役員を除く執行部員は、事務局のいずれかに属さなければならない。

第 23 条 部局の役割

執行部事務局の室は次の各号に掲げる役割を持ち、活動する。

- (1) 事務一般室 本会の各種会議の準備・運営及びその他の必要な事務を行う。
- (2) 自治関連室 本会専門部や会員との連携を図り、事業の推進を行う。
- (3) 情報技術室 本会が保有する電子機器及び機材の整備、管理及び運用を行う。
- (4) 自治広報室 本会の SNS 全般の運用、情報の発信などを行う。

第 24 条 事業部

執行部は、必要に応じて事業部を設置することができる。

2 事業部は、本会の事業を推進することを目的とした活動を行う。

第 5 章 会議

第 25 条 会議

本会の会議として、学生総会と執行部会を設置する。

第 6 章 学生総会

第 26 条 学生総会

学生総会は、本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

第 27 条 学生総会の開催

学生総会は、定時学生総会、臨時学生総会及び特別学生総会とする。

- 2 定時学生総会は、原則として年 2 回開催する。
- 3 臨時学生総会は、全会員数の 10 分の 1 以上の請求があったとき、又は執行部会において臨時学生総会の開催が決議されたときに開催する。
- 4 特別学生総会は、第 35 条第 3 項に基づき開催する。
- 5 本会は、学生総会を開催する 7 日前までに会員に対して開催の告知をしなければならない。
- 6 本会は、第 31 条第 3 項に定める定足数を満たすように努めなければならない。

第 28 条 学生総会における権利

全ての会員は、学生総会へ出席する権利を有する。

2 全ての会員は、学生総会の各議題において一人一票の議決権を有する。

第 29 条 学生総会の議長

学生総会の議長は、委員長が務める。

2 学生総会において、委員長の罷免に関する議題がある場合、副委員長が議長を務める。

第 30 条 学生総会における議決権行使者

議決権行使者は、原則として各議題の採決に、議場にいる会員及びそれに準ずる方法により学生総会に出席している会員と、事前に投票を行った会員とする。

第 31 条 定時学生総会及び臨時学生総会の議決

学生総会における議事は、議決権行使者の過半数でこれを決する。賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 学生総会における議決は、次項に定める定足数を満たしたとき、成立する。

3 定足数は全会員数の 10 分の 1 とする。

4 前項に定める定足数を満たさない場合、事前に棄権の意思表示がなく、かつ自ら議決権を行使しない会員は、議長にその議決権を委任する。

5 前項の規定により議決権が委任された場合、議長は、定足数に不足する数に限り、委任された議決権を行使し、残余の委任議決権は棄権とする。なお、この場合の採決に加わる者は、議決権行使者及び議長とする。

第 32 条 特別学生総会の議決

特別学生総会における議決は、第 31 条第 3 項に定める定足数を満たすとき、成立する。

2 第 31 条第 3 項に定める定足数を満たさないとき、議決権行使者の総数が、第 35 条に定める異議申立のあった定時又は臨時学生総会の議決において、議決された票数（可決時は賛成票数、否決時は反対票数をいう。以下「原議決多数票数」という。）を上回る場合に限り、議決は成立する。

3 前項の規定により議決が成立したとき、多数側の票数が原議決多数票数を上回らない場合は、その議決によらず、異議申立の対象となった議決を採択する。

4 第 1 項及び第 2 項の要件を満たさない場合、議決は成立しない。

第33条 学生総会における発議

全ての会員は、別に定める規則に則り、学生総会に議案を提出することができる。

第34条 学生総会の議題

定時及び臨時学生総会は、原則として次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 役員人事の承認
- (2) 事業報告案の承認
- (3) 予算案の可決
- (4) 資産管理報告の承認
- (5) 事業計画案の承認
- (6) 決算報告の認定
- (7) 会則の改廃
- (8) その他本会の重要事項に関すること

2 特別学生総会にあっては、第35条第4項の定めるところによる。

3 学生総会の議事録は、学生総会の開催日から起算して7日以内に会員に公開しなければならない。

第35条 学生総会の異議申立

会員は、第31条第5項により学生総会の議決が成立したとき、各議決についての異議を一人一件申し立てることができる。

2 異議申立の受理期間は、学生総会の議事録が公開された時点から起算して10日間とする。

3 本会は、異議申立の受理期間を満了した時点で、当該期間内に受理した異議申立の総件数が第31条第3項に定める定足数の過半数を満たす場合、当該受理期間の満了日の翌日から起算して10日以内に特別学生総会を開催する。

4 前項の規定においては、当該異議申立の対象となった議決について、第32条に基づき再議決を行う。

第7章 執行部会

第36条 執行部会

執行部会は、執行部員をもって構成する。

第37条 執行部会の招集

執行部会は、委員長が招集する。

2 執行部会は、原則月1回開催する。

第38条 執行部会の成立要件

執行部会は、執行部員の過半数の出席をもって成立する。

第39条 執行部会の議長

執行部会の議長は、委員長が務める。

2 執行部会において、役員の選出、任期の延長及び罷免に関する議題がある場合、その議題に関与しない役員、又は執行部が別に定めた執行部員を、出席者の過半数の賛成をもって議長とする。

第40条 執行部会の議決

執行部会における議事は、出席者の過半数でこれを決する。賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

第41条 執行部会の議題

執行部会は、原則として次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 役員人事案の作成
- (2) 事業報告案の作成
- (3) 予算案の作成
- (4) 資産管理報告
- (5) 事業計画案の作成
- (6) 決算報告案の作成
- (7) 会則の改廃の発議
- (8) その他本会の重要事項に関すること

2 執行部会は、学生総会が開かれない場合、又は緊急を要する場合に、第34条に定める議題を議決・執行することができる。

3 前項の議事録は、会員に公開しなければならない。

第8章 会計

第42条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日に開始し、翌年3月31日に終了する。

第43条 収入

本会は、次の各号に掲げる収入をもって運営する。

- (1) 自治会費
- (2) 寄付金
- (3) 大学補助金
- (4) その他

第 44 条 入会金及び自治会費

会員は、入会金 3,000 円及び年会費 3,000 円を自治会費として納入しなければならない。

2 会員は、入学手続きと同時に自治会費として入会金と 4 年分の年会費を納入しなければならない。

3 自治会費は、理由の如何を問わず払い戻さない。

第 45 条 支出

本会の支出は、学生総会で議決された予算案に基づき執行される。

2 会計は、毎年度学生総会に予算案を提出しなければならない。

3 会計は、学生総会開催前に大学に予算案を提出しなければならない。

第 46 条 決算

会計は、決算を学生総会において報告しなければならない。

2 会計は、決算を大学に報告しなければならない。

3 会計は、決算報告のため必ず会計年度期間中の全ての領収書及び出入金記録を保存・管理しなければならない。

4 領収書の保存期間は 7 年間とする。

第 47 条 会計規則

会計の具体的な業務に関しては、別途規則を設けることとする。

第 9 章 会計監査

第 48 条 会計監査

会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、学生総会において報告しなければならない。

第 10 章 改正

第 49 条 会則の改正又は廃止

本会則の改正又は廃止は、学生総会における議決権行使者の 3 分の 2 以上の承認を必要

とする。

第 50 条 会則の改正又は廃止の発議

本会則の改正案又は廃止案は、執行部会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成で発議する。

附則

第 1 条 細則の制定

執行部は、本会則を施行するに当たり、必要がある場合には細則を定めることができる。

2 執行部は、細則を制定した場合には次の学生総会で報告し、承認を得なければならぬ。

第 2 条 施行期日

本会則は、令和 8 年 1 月 24 日から施行する。

第 3 条 会則の廃止

この会則の施行に伴い、令和 6 年 11 月 25 日施行の横浜市立大学学生自治会中央委員会規約は廃止する。